

第4編 人 事

第1章 定数・任用

○北上地区広域行政組合職員定数条例

昭和63年4月1日
条例第7号
改正 平成3年4月1日条例第2号

北上花巻衛生処理組合職員定数条例(昭和54年条例第3号)の全部をを改正する。
(趣旨)

第1条 この条例は、北上地区広域行政組合に常勤する一般職の職員(6月以内の期間を定めて雇用されている者、休職中の者及び他の地方公共団体に派遣された者を除く。)の定数を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、17人とする。

(平3条例2・全改)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年条例第2号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の任用に関する規則

昭和63年4月1日
規則第10号

北上花巻衛生処理組合職員の任用に関する規則(昭和54年規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の規定に基づき、北上地区広域行政組合職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任用)

第2条 職員の任用に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の再任用条例

平成25年10月21日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者及び任期)

第2条 職員の再任用の対象者及び任期に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合人事行政運営等の状況

の公表条例

平成20年10月31日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第2条 管理者は、毎年、前年度における職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 任免及び人数の状況
- (2) 給与の状況
- (3) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 分限及び懲戒処分の状況
- (5) サービスの状況
- (6) 研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他管理者が必要と認める事項

(公表の時期)

第3条 管理者は、毎年11月末日までに、その概要を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 前条の公表は、北上地区広域行政組合公告式条例（昭和63年北上地区広域

行政組合条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、管理者が必要と認める方法により行うものとする。

(補則)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2章 分限・懲戒

○北上地区広域行政組合職員の分限についての 手続及び効果等に関する条例

昭和63年4月1日
条例第8号

北上花巻衛生処理組合職員の分限についての手続及び効果等に関する条例（昭和37年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項及び第4項の規定により、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続き及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（分限の手続及び効果等）

第2条 降任、免職及び休職の手続及び効果等に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の休職の事由に関する条例

昭和63年4月1日
条例第14号

北上花巻衛生処理組合職員の休職の事由に関する条例（昭和53年条例第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項の規定により、職員の休職の事由に関し必要な事項を定めるものとする。

（休職の事由）

第2条 職員の休職の事由に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の定年等に関する条例

昭和63年4月1日
条例第9号

北上花巻衛生処理組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年及び定年による退職等）

第2条 職員の定年及び定年による退職等に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和63年4月1日
条例第10号

北上花巻衛生処理組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和37年条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項の規定により、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手續、減給及び停職の効果）

第2条 懲戒の手續、減給及び停職の効果に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3章 服 務

○北上地区広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和 63 年 4 月 1 日
条 例 第 11 号

北上花巻衛生処理組合職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 37 年条例第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定により、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

（サービスの宣誓）

第 2 条 職員のサービスの宣誓に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和 63 年 4 月 1 日
条 例 第 15 号

北上花巻衛生処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 37 年条例第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定により、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第 2 条 職員の職務に専念する義務の免除に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則

昭和 63 年 4 月 1 日
規 則 第 12 号

北上花巻衛生処理組合職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和 54 年規則

第 3 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条の規定に基づき、職員が営利企業等に従事しようとする場合の地位及び任命権者の許可の基準を定めるものとする。

(従事制限)

第 2 条 職員が営利企業等に従事しようとする場合の地位及び任命権者の許可の基準に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の勤務時間、 休日及び有給休暇に関する条例

昭和 63 年 4 月 1 日

条 例 第 12 号

北上花巻衛生処理組合職員の勤務時間、休日及び有給休暇に関する条例（昭和 37 年条例第 5 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 6 項の規定により、職員の勤務時間、休日及び有給休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日及び有給休暇)

第 2 条 職員の勤務時間、休日及び有給休暇に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合技能職員の勤務時間、 休日及び有給休暇に関する規則

昭和 63 年 4 月 1 日

規 則 第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、単純な労務に雇用される職員（以下「技能職員等」という。）の勤務時間、休日及び有給休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第 2 条 技能職員等の勤務時間、休日及び有給休暇に関しては、北上市の技能職員等の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の育児休業等 に関する条例

平成 4 年 6 月 9 日
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 9 条及び附則第 5 条第 2 項の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の取扱い)

第 2 条 育児休業をすることができない職員の範囲その他育児休業の取扱いに関しては、北上市の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(育児休業給)

2 育児休業法附則第 5 条第 2 項に規定する育児休業給の月額は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 114 条第 3 項の規定により算定される掛金の合計額に相当する額とする。

(規則への委任)

3 前項で定めるもののほか、育児休業給の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

○北上地区広域行政組合職員服務規程

昭和 63 年 4 月 1 日
訓 令 第 6 号

北上花巻衛生処理組合職員服務規程（昭和 54 年訓令第 1 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、管理者の事務部局に属する職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第 2 条 職員の服務に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員表彰規程

昭和 63 年 4 月 1 日
告 示 第 2 号

北上花巻衛生処理組合職員表彰規程（昭和 56 年告示第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、住民全体の奉仕者としての真義に徹し、地域発展の推進に当たり、特に功労顕著にして職員の模範とするに足ると認められる者を表彰することを目的とする。

（表彰）

第 2 条 職員の表彰に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この告示は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

第4章 職員厚生

○職員互助会に関する条例

昭和47年1月1日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、職員の福利増進と職務遂行の能率の向上に資するため、職員の組織する適切な互助団体の設立と運営を能率的に促進できることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で、職員互助会（以下「互助会」という。）とは、この条例の定めるところにより、組合から給与の支給を受ける者で、次の各号の一に該当する職員を除く職員（以下「会員」という。）をもって組織し、互助共済、福利増進の事業を行うことを目的とするものをいう。

- (1) 常勤を要しない職員
- (2) 6月以内の期間を定めて雇用される職員

(事業)

第3条 互助会は、前条の目的を達成するため、療養費の給付及び退職の場合の給付その他必要な事業を行うものとする。

(掛金及び補助金)

第4条 互助会の事業は、会員の掛金及び組合費補助金その他の収入によって運営されるものとする。

2 岩手県市町村職員互助会に加入する会員の掛金は、給料月額額の100分の2.2以内の額とし、岩手県教職員互助会に加入する会員の掛金は給料及び扶養手当並びにこれらに対する調整手当の合計額の100分の1.25以内の額とする。

3 組合は、毎年度予算の定めるところにより会員の掛金の2倍以内を補助する。

(会長)

第5条 互助会に会長を置き、会務を総理する。

(運営審議委員会)

第6条 互助会には、その適正な運営を図るため運営審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置くものとする。

2 審議委員会は、会長並びに会長が会員のうちから指名する委員をもって組織するものとする。

3 審議委員会の委員長は、会長を充てる。

第7条 次に掲げる事項は、審議委員会の議を経なければならないものとする。

- (1) 規約の制定改廃
- (2) 互助会の毎事業年度の予算及び決算
- (3) 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(規約)

第8条 互助会は、その事業を執行するために必要な規約を定めなければならない。規約には次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 事務所に関する事項

- (2) 会員に関する事項
 - (3) 掛金に関する事項
 - (4) 互助会の組織に関する事項
 - (5) 互助会の事業に関する事項
 - (6) 資産の管理及び会計に関する事項
 - (7) 監査に関する事項
 - (8) その他互助会の事業執行に関して必要な事項
- 2 前項の規約の制定、改廃については管理者の承認を受けなければならない。
(職員及び施設の利用)
- 第9条 管理者は、互助会の運営に必要な範囲において所属の職員をして会務に従事させ、又はその管理に係る施設を互助会の利用に供することができる。
(監督)
- 第10条 管理者は、互助会の業務を監督し、必要な報告を求めることができる。
- 2 管理者は、毎年少なくとも1回互助会の資産及び会計について監査しなければならない。
(事業の委託)
- 第11条 第3条に掲げる事務は、厚生事業を行う他の団体等に委託して行うことができる。
- 2 前項の規定により委託する場合には、前条の規定は適用しない。
- 附 則
この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員被服貸与規程

昭和63年4月1日

訓令第7号

改正 平成3年4月1日訓令第2号 平成13年3月9日訓令第2号

平成14年3月15日訓令第1号

北上花巻衛生処理組合職員被服貸与規程（昭和56年訓令第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、北上地区広域行政組合職員（以下「職員」という。）に対する被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与)

第2条 被服の貸与を受けることのできる職員（非常勤職員、併任職員及び臨時職員を除く。以下同じ。）並びに当該職員に対して貸与する被服（以下「貸与品」という。）の品目、数量及び貸与期間は、別表のとおりとし、管理者が必要に応じて貸与するものとする。ただし、勤務の態様その他の事情により管理者が特に必要があると認めるときは、別表に規定にする貸与期間を短縮し、又は延長することがある。

2 被服の貸与を受けた職員が貸与期間内に故意又は重大な過失によらない事由により貸与品の全部若しくは一部を亡失し、又は着用にあえない程度に損傷した場合

合は、再貸与することがある。

(補則)

第3条 この訓令に定めるもののほか、被服貸与の実施については、北上市職員被服貸与規程（昭和45年北上市訓令第4号）を準用する。

附 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成3年訓令第2号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第2号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第1号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）（平13訓令2・全改、平14訓令1・一部改正）

被服の貸与を受けることのできる職員		貸 与 品			摘 要
		品 目	数 量	貸与期 間	
事務に従事する職員	男子職員	作業衣	1	2年	
		半袖夏上衣	1	2	初年度に限り2着とする。
		ゴム長靴	1	3	
	女子職員	半袖夏上衣	1	2	初年度に限り2着とする。
し尿処理に従事する職員	全職員	作業衣	1	1	初年度に限り2着とする。
		夏作業衣	1	1	同上
		防寒上衣	1	3	
		ゴム長靴	1	2	
		短靴	1	1	

第5章 職員団体

○北上地区広域行政組合職員団体のための 職員の行為の制限の特例に関する条例

昭和63年4月1日
条例第16号

北上花巻衛生処理組合職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和54年条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第6項の規定により、職員が給与を受けながら、職員団体のための業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

（職員団体のための職員の行為の特例）

第2条 職員が給与を受けながら、職員団体のための業務を行い、又は活動することができる場合に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の組合休暇に関する条例

昭和63年4月1日
条例第13号

北上花巻衛生処理組合職員の組合休暇に関する条例（昭和54年条例第5条）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、組合休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（組合休暇等）

第2条 職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事するための組合休暇に関しては、北上市の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。